

部局名	安全環境部	所属名	環境保全課	所属長名	関 和則	電 話	483-1151 内線3210
-----	-------	-----	-------	------	------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（PLAN）

コード	3683		事務事業名称	音・振動環境対策事業					短縮コード	経常	3683	臨時	3684
予算区分	会計	01	一般会計	款	04	衛生費	項	01	保健衛生費	目	04	公害対策費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他					根拠法令等	環境基本法、騒音規制法、振動規制法、八千代市公害防止条例						
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
○騒音規制法、振動規制法の制定をきっかけに、昭和43年から開始。昭和43年、八千代市公害防止条例を制定。騒音規制法、振動規制法、八千代市公害防止条例に基づき、特定施設設置届出、特定建設作業実施届出書の提出、道路交通騒音、振動の測定を始め、カラオケ、拡声器等の騒音の苦情に対処している。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測 ○都市化に伴う自動車交通量の増大、住宅の過密化、人々の生活スタイルの変化に伴う深夜営業等により、騒音、振動レベルが高くなっている。今後も、人々のより快適環境を求める意識の高まりにより、騒音、振動対策への要望は一層強くなると思われる。						総合計画の施策体系	5本の柱（章）	03	安全・環境共生都市をめざして				
							大項目（節）	03	環境・衛生				
							中 項 目	01	環境との共生				
							小項目（施策）	01	環境汚染の防止と対策				
							細 項 目	01	環境監視体制の強化				
03	公害防止対策の充実												
						実施計画の計画事業							
計画事業の位置付けの有無				☐	計画事業期間		～			計画事業費		千円	

2. 事務事業の目的・指標・実績（DO）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	騒音規制法・振動規制法・八千代市公害防止条例に規定する施設・作業等からの騒音、振動を発生させる事業者（含む市民）							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成20年度に実際に行ったこと： ・法律、条例で規定する特定施設などの届出審査，防止対策指導 ・特定建設作業の届出審査，防止対策指導 ・各種騒音，振動の測定（道路交通，事業所） ・開発行為，各種事業における審査，防止対策指導 ・苦情処理							
	※平成21年度に計画していること： 20年度と同様							
意図 （何を狙っているのか）	騒音・振動の発生を未然に防止する。基準を超える騒音・振動発生源に対し，騒音・振動の低減を図る。							
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	入力対象外							
区 分				単位	19年度	20年度		21年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	騒音規制法・振動規制法・八千代市公害防止条例に規定する	件	262	200,000	359	200,000	
	指標2							
	指標3							
活動指標	指標1	特定施設、特定建設作業の届出審査・防止対策指導の数	件	224	100	298	100	
	指標2	騒音、振動の測定数	回	6	10	8	10	
	指標3	苦情処理数	件	32	50	53	50	
成果指標	指標1	特定施設、特定建設作業の届出審査・防止対策策指導の数	件	224	100	298	100	
	指標2	騒音、振動の測定数	回	7	10	8	10	
	指標3	苦情処理数	件	32	50	53	50	
上位成果指標	指標1							
	指標2							
	指標3							

コード		3683	事務事業名称	音・振動環境対策事業			所属名	環境保全課
			単位	１９年度	２０年度		２１年度	
				実績	計画	実績	計画	
事業費 (A)	財源内訳	国	千円	0	0	0	0	
		県	千円	0	0	0	0	
		地方債	千円	0	0	0	0	
		一般財源	千円	2,141	4,687	97	125	
		その他	千円	0	0	0	0	
	主な事業費の内訳			・手数料…75千円 ・委託料…1,950千円	・手数料…22千円 備品購入費…27千円	・手数料…14千円 備品購入費…27千円	・手数料…33千円	
人件費(B)			千円	12,435.4	13,387.4	9,974.9	9,974.9	
トータルコスト(A)+(B)			千円	14,576.4	18,074.4	10,071.9	10,099.9	

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分	理 由									
目的 妥当 性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☒ 結び付いている	事業目的の騒音・振動の発生を未然に防止し、基準を超える騒音・振動発生源に調査、指導、改善勧告をすることは、音・振動環境対策事業に結びついている。									
			☐ 結び付くが見直しの余地がある										
			☐ 結びつきが弱い・ない										
			☐ 評価対象外事項										
	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している	○騒音・振動対策への理解と配慮が事業者や市民の間に根づくのに時間がかかる。									
			☒ 達成していない										
			☐ 評価対象外事項										
	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある	○当該事業は、法律、条例に基づき発生源の指導、対策を行なうものであり、その事業目的・内容は公共性・非営利性が高く民営化になじまない。									
			☒ 可能性はない										
			☐ 評価対象外事項										
	④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☒ 現状のままでよい	法律、条例の目的は、発生源に対する規制を行うことにより生活環境を保全することを目的としているため、現状の「対象」・「意図」の設定で結果に結びつく。									
			☐ 見直す必要がある										
☐ 評価対象外事項													
有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－2、3を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☐ 有効性向上の可能性はある	騒音・振動の測定技術を習得した人材を育成し、速やかに苦情等の対応ができるようにする。 また、測定機器を充実する。 特定施設の台帳化を進め、苦情に速やかな対応や騒音・振動低減施策の基礎資料として活用する。									
			☐ 効率性向上の可能性はある										
			☐ 両方可能性はある										
			☒ 可能性がない										
	⑤－2 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。	☐ 民間委託等											
		☐ 臨時的任用職員等の活用											
		☐ I T化等の業務プロセスの見直し											
		☐ 受益者負担の見直し											
		☐ 類似事業との統合・役割見直し							類似 事務 事業 名称	1		実施主体 (所管部署)	
		☐ 上記以外の方法								2		実施主体 (所管部署)	
		⑤－3 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）							☐ ある				
	☐ ない												

コード	3683	事務事業名称	音・振動環境対策事業			所属名	環境保全課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			騒音・振動の測定技術を習得した人材を育成し、速やかに苦情等の対応ができるようにする。 。また、測定機器を充実させる。 特定施設の台帳化を進め、苦情に速やかな対応や騒音・振動の低減化施策の基礎資料として活用する。		
		☐ 手法プロセスの改革・改善					
		☐ 事業規模の拡大・縮小					
		☐ 統合・役割見直し					
	☐ その他						
☐ 廃止(事業完了含む)							
☐ 休止							
☒ 現状のまま継続							
今後の方向性	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			当該事業は、感覚的な問題が多いために成果の評価が困難であるが、職員の測定技術の向上や測定機器の整備が成果向上には欠かせない。
				削 減	不 変	増 加	
		成 果	向 上	☐	☐	☐	
			不 変	☐	☒	☐	
低 下	☐		☐	☐			

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など						
○市議会において、道路交通騒音対策、自衛隊航空機騒音対策を求める意見があった。市民からは、カラオケ、深夜営業、事業所、拡声機、建設工事、道路交通、航空機等から発生する騒音，事業所，建設工事，道路交通等から発生する振動について苦情が寄せられている。市内事業所から，国際標準化機構の I S O を取得する為に騒音・振動対策の相談が増加している。						

所属長コメント	騒音規制法・振動規制法では、各市町村の地域特定に応じて、条例で必要な規制基準を定める等，騒音・振動の規制，指導等の業務は市町村が中心となって行われており，従来からの建築騒音等に加え，都市化やライフスタイルの変化に伴う騒音の発生も見られ，騒音・振動測定の要望も多く，又騒音苦情も依然として多いことから，今後も当該事業を推進する必要がある。					
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続		担当課の評価のとおり，現状のまま継続とする。			
	☐ 手法プロセスの改革・改善					
	☐ 事業規模の拡大・縮小					
	☐ 統合・役割見直し					
☐ その他						
☐ 廃止(事業完了含む)						
☐ 休止						
☒ 現状のまま継続						